

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、辨之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	小山 廣隆	葛城市辨之庄一七五―三
〃	弓場 進	〃 三二五―六
〃	弓場 祥司	〃 三二一
〃	小山 泰敏	〃 三〇九
〃	坂田 嘉嗣	〃 二八三
〃	本條 博	〃 一〇二―四
〃	寺本 佳照	〃 一八五
監事	吉村 孝芳	〃 三〇七
〃	吉川 利雄	〃 二一九―四
〃	小山 佳伸	〃 二四六―三

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	小山 廣隆	葛城市辨之庄一七五―三
〃	弓場 進	〃 三二五―六
〃	弓場 祥司	〃 三二一
〃	小山 泰敏	〃 三〇九
〃	坂田 嘉嗣	〃 二八三
〃	坂田 正吉	〃 二七三
〃	杉村 正純	〃 二六三―一
監事	本條 博	〃 一〇二―四
〃	吉川 利雄	〃 二一九―四
〃	寺本 佳照	〃 一八五